令和４年 11 月９日

郡市区等医師会　御中

一般社団法人大阪府医師会
（ 公 印 省 略 ）

「がん登録等の推進に関する法律」における診療所の新規指定申請について

平素より本会事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、別添のとおり、大阪府より通知がありました。
「がん登録等の推進に関する法律」（平成 28 年１月１日施行）の施行に伴い、全国を網羅するがん登録（全国がん登録）が実施され、すべての病院及び指定された診療所から、がんのり患、診療、転帰等に関する情報を届出ることになっています。
本件は、「がん登録等の推進に関する法律」第６条第２項に基づき、全国がん登録届出対象情報の届出を行う診療所の新規指定（令和５年１月１日指定）について情報提供するものです。
つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会会員への周知方ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

※一度指定されますと、辞退等による指定取消が行われるまで指定は継続されます。辞退の方法については、下記の大阪府ホームページをご確認ください。
上記に関わらず、**２年連続での届出（または診断症例がない旨の報告）がない指定診療所におかれましては、２年目の届出年 12 月 31 日付けで指定取消しとなります**ので、ご了承願います。

（参　考）
○「大阪府がん登録」（大阪府ホームページ）※様式等掲載
https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/touroku/index.html
（ホーム ＞ 健康・医療 ＞ 医療・医療費 ＞ 大阪府がん登録）

【担当事務局】
大阪府医師会地域医療１課
TEL: 06-6763-7012　FAX: 06-6766-2875